

◇番号：202302

| | | | |
|----------------|-------------|--------------|--------------------|
| ◇研究機関名 | 鹿児島大学 | ◇不正の種別 | 合算使用の制限のルールに違反した使用 |
| ◇不正が行われた年度 | 平成 22、23 年度 | ◇最終報告書提出日 | 令和 5 年 6 月 26 日 |
| ◇不正に支出された研究費の額 | 1,714,639 円 | ◇不正に関与した研究者数 | 1 人 |

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

鹿児島大学大学院医歯学総合研究科の助教が、鹿児島大学及び事案当時に助教の所属する講座の長であった元教授を被告とする損害賠償請求等の訴状を平成 27 年 9 月 8 日に提出した。

助教は、請求の原因の一つとして自身の科研費を元教授が一括管理し、助教は採択された科研費の直接経費の多くを自己の研究目的のために使うことができなかったと主張した。

判決において、元教授によるこのような仕組みの発案、導入及び運用により、助教が取得した科研費の多くが本件講座の構成員全員が使用する共通物品（以下、「共通物品」という。）の購入に充てられたと考えられることから、科研費の使用に関する規定やルールに違反すると判断された。

【調査に至った経緯等】

判決を踏まえ、国立大学法人鹿児島大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則に基づき公的研究費の不正使用の疑義に関する調査を実施することを決定した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（学内委員 4 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置し、調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

令和 4 年 11 月 14 日～令和 5 年 6 月 21 日

・調査対象

調査対象者：鹿児島大学 元教授

調査対象経費：平成 22 年度～24 年度における医歯学総合研究科助教が取得した科学研究費補助金基盤研究（C）

・調査方法

裁判において提出された証拠書類、判決文等に基づく書面調査及び当事者からの意見聴取

◇調査結果

【不正の種別】

合算使用の制限のルールに違反した使用

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

元教授が、鹿児島大学大学院医歯学総合研究科に着任後、科研費を取得できなかった人も研究できるように科研費を講座で一括管理して使用すると一方的に決定し、助教が獲得した科研費が共通物品の購入に充てられた。

元教授は、講座の長という立場から、このような制度を発案・運用し、研究代表者である助教は断ったが、最終的には報復を恐れ、やむを得ず同意した。

・手法

当該科研費から、共通物品を購入し、各研究のために使用していた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

| 資金の種類別 | 不正使用額 | 不正が行われた年度 | 不正に関与した研究者数 |
|----------|------------|-----------|-----------------------|
| 科学研究費補助金 | 1,714,639円 | 平成22、23年度 | 1人 |
| 計 | 1,714,639円 | | 1人（実人数 [※] ） |

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

不正使用と認定した物品は、試薬、研究用消耗品であり、全て講座における研究に使用されるものであり、転売・換金等ができるものではなく、備品についても講座に現存していることも確認できたことから元教授による私的流用はなかったと判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

元教授は、教室全体で使用する「共通物品」を平成22年度に1,161,361円（直接経費の77.4%）、平成23年度に535,638円（直接経費の59.5%）、助教の科研費で購入している。このことは、元教授自ら認めており、判決でも「平成22年度の原告の科研費の約8割、平成23年度の原告の科研費の約6割が、本件講座の共通試薬などの購入に充てられることになった」と認定されている。

平成24年度分については、助教自らが全て自身の科研費研究のための物品購入に使用したと認めていることから、適正に使用したと判定した。

購入した各物品等の用途については、元教授、助教双方が主張を重ねており、共に一定の合理的な説明として認められる内容であったが、共通物品を購入する場合は、科研費使用ルールに従い使用する数量に応じて使用する経費を分ける必要があったが、この取り扱いを行わず当該科研費から全額を支出していることから、実際の用途に関わらず、共通物品を購入したことを以てルールに違反したと判断した。

また、専門分野の研究者により全ての物品等の用途・数量等を精査した結果、2011（H23）年度は共通物品ではないとされている1品目17,640円も助教の科研費研究課題以外にも使われたことが確実であると判断し、共通物品535,638円に加えて553,278円を不正使用（合算使用のルールに違反した使用）と判断した。

また、元教授が、この仕組みを発案し、助教が抗議したにも拘わらず運用したことから過失とは認められず、元教授による研究費の不正使用と判断した。

一方で、助教の科研費研究課題に使われないことが確実なものとは認定できるものはなかったことから、研究費の目的外使用（流用）の有無について確実に認定できるものはないと判断した。研究代表者である助教は、当該科研費の善管注意義務を負っているが、元教授の指示に従わざるを得ない状況になっていたと考えられ、判決においても「原告が取得した科研費を原告の自由に使用できなくなった」と被害者として損害賠償を認められていることから、助教には不正使用に対する故意、重過失のみならず、善管注意義務違反もないと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

事案当時、元教授は科研費の執行に関するルールを認識していなかった、又は故意にルールに反したことが原因と考えざるを得ない。仮に元教授が使用ルールを認識していなかったとしても、科研費を申請し採択を受けた研究者としては当然認識しているべき事項であることから、その責任を免れるものではない。

また、元教授は、講座の長であり、助教は反論したものの取り合ってもらえず、最終的には今後の講座内での活動に影響が生じることを恐れ、元教授に従わざるを得なかったことも一因と考えられる。

【再発防止策】

事案の発生した平成22年度から平成24年度は、科研費学内説明会で公的研究費の適正な執行についての説明を実施するとともに、科研費の交付内定時に研究者使用ルール（補助条件）を通知していたものの、一部の研究者において、研究費の不正使用についての認識が十分でなかったこともその一因として考えられる。その後は、平成26年2月18日及び令和3年2月1日の研究機関における公的研究費の

管理・監査のガイドラインの一部改正に併せ、鹿児島大学でもコンプライアンス教育、啓発活動を継続して実施している。令和2年度のコンプライアンス教育は、公的研究費の不正使用防止に関する理解の増進を図るために、履修後の報告にWebアンケートシステムによる理解度アンケートを導入し、各コンテンツを確認しなければ回答できない質問を設定した。

引き続き、令和3年度、令和4年度と実施し、令和4年度は、理解度チェックテストを改善し、現時点でほぼ100%の構成員が受講し、誓約書を提出した。また、監査法人の公認会計士を講師とした不正使用防止講演会や不正使用防止に係る意識調査も行っている。鹿児島大学の公的研究費に関する不正防止計画もリスクの変化に対応しつつ数回にわたり改正を行っている。また、研究活動だけに限らず、職員として身につけるべき全般的なコンプライアンス遵守のための研修も毎年度実施している。

事案発生から現在までの間も上記のとおり構成員の意識向上に努めてきているが、今後は、今回の事例を具体例として示したコンプライアンス教育及び啓発活動を通してより一層の意識向上に努めていくとともに、本事案を踏まえ不正防止計画の改正に反映させていく。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

元教授は、現在鹿児島大学に在籍しておらず、鹿児島大学において処分を行うことはできない。

・本件の公表状況

令和5年7月27日 鹿児島大学ホームページに公表（氏名公表あり）